

警衛警備図面作成システム用端末等貸借 ＜入札説明書＞

別添資料

- 仕様書
- 質問受付実施要領
- 入札書（様式）及び記載例
- 委任状（様式）及び記載例
- 契約書（案）
- 誓約書（案）
- 入札書作成時の注意事項
- 入札及び開札参加心得書
- 入札保証金等についてのお願い

入 札 説 明 書

この入札説明書は、福岡県が発注する警衛警備図面作成システム用端末等の賃貸借に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出すること。なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和7年4月18日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借

(2) 賃貸借期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日までの間

(3) 納入場所

指定場所

3 契約内容

別添「仕様書」のとおり

4 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

5 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年5月29日（木曜日）現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 4の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中ではない者

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

7 契約条項を示す場所

6の部局とする。

8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問については、「質問受付実施要領」により行う。

10 入札

入札に参加する者は、入札書を持参（ただし、県の休日には受領しない。）

又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着のこと。）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出場所

6の部局とする。

(2) 提出期限

令和7年5月29日（木曜日）午後5時45分

(3) 入札金額は、調達物品の本体価格ほか、輸送費、保険料、関税等、納入に関する一切の費用を含めた額とする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札する場合は、委任状を入札書とともに提出すること。

なお、入札書に入札者（代表者）の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載しておかなければならない。

(5) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年5月30日（金曜日）開封《警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

書留郵便により提出する場合は、上述の封筒を更に別の封筒に入れ、再度封かんし、かつ封筒の表に「入札書在中」を朱書きすること。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線を引いておかなければならない。ただし、金額部分については、訂正を認めない。

(7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(9) 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和7年5月30日（金曜日） 午前11時30分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。再度の入札は直ちにその場で行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（銀行その他の確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手等福岡県財務規則第145条第3項各号に掲げるもの）を入札書提出時に納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

入札保証保険契約は、見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の保険金額とし、保険契約は定額補償方式に限る。なお、保証期間は入札書を提出する日から契約締結日までの期間とする。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。なお、保険契約は定額補償方式に限る。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札日の日付のないもの又は日付に誤りのある入札

- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (4) 本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び福岡県財務規則の定めるところによる。
- (5) 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じる等、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

入札（見積）仕様書

規格、品質等は下記、および見本のとおりでますから熟覧のうえ、入札（見積）して下さい。

記

請求先	会計課	納入場所		指定場所		契約履行期 限	令和12年6月30日
品名		規格		数量（単位）		備考	
警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借				60 か月			
合計							

参考

- 1 別添「警衛警備図面作成システム用端末等仕様書」のとおり
- 2 賃貸借期間及び見積価格について
 - (1) 賃貸借期間は、令和7年7月1日から令和12年6月30日まで（60か月間）とする。
 - (2) 搬入、設置、調整費、回収費を含んで見積もること。
 - (3) 保守料を含んで見積もること。
 - (4) 機器の賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く。）を付保すること。
 - (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、総額で見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

警衛警備図面作成システム用端末装置等仕様書

1 機器の構成

区分	番号	品名	保守	数量	備考
ハードウェア	1	ノートパソコン一式	○	4式	(参考機種) ・mouse B5-I5I01SR-B ・HP 250R G9
	2	A3カラー複合機	○	1台	(参考機種) ・沖電気 MC863DNW ・EPSON LP-M818AZ3
ソフトウェア	3	警衛警備図面作成システム	○	4式	(参考機種) ・エイム製 ・インフォマティクス製
	4	地図情報管理ソフト	○	4式	インフォマティクス製 SIS ActiveX Modeller
	5	図面作成システム稼働用地図データ	○	4式	ジオテクノロジーズ製
	6	ジオテクノロジーズ住宅地図 (福岡県全域) (建物高さデータ、住所検索データを含む)		4式	ジオテクノロジーズ製
	7	Microsoft Office Professional		4式	Microsoft製
	8	JUST Police (花子、JUST PDF入り)		4式	JUST SYSTEM製
	9	Trend Micro Apex One		4式	Trend Micro製
	10	SKYSEA Client View		4式	Sky製

※ 別紙1「ハードウェア等仕様書」、別紙2「ソフトウェア仕様書」、別紙3「警衛警備図面作成システム機器構成図」のとおり

2 機能等

警衛警備計画において、「警衛員配置図」「部隊員集計表」及び「資機材集計表」を作成することができるシステム

※ 別紙4「警衛員配置図作成手順」、別紙5「部隊員集計表」、別紙6「資機材集計表」のとおり

3 その他

(1) 教養

システムの機能、操作方法等、システムを稼働させる上で必要な知識、技能を習得するため、発注者に対し、機器導入時だけでなく、随時教養を実施すること。

※ 随時教養は、必要に応じて実施するが、回数は1年に3回までとする。

(2) 保守

当契約には、リース期間中(5年間)の保守も含むこととする。

保守対象物件は、上記表「○」印のものとする。

(3) 搬入、撤去

リース開始前の機器の搬入・現地調整及びリース終了後の機器の撤去作業についても当契約に含むものとする。

(4) 地図データの更新

賃貸期間内(導入から3年)にジオテクノロジーズ地図データを更新すること。

(5) ウィルスバスターのライセンス期間

リース期間中はライセンスの有効期間が切れないようにすること。

(6) 検収

本調達機器等の納入完了後に発注者による検収を行うが、受注者については、検収日の前日までに、作業完了報告書を提出すること。

検収には受注者が立ち会うものとし、検収の結果、本調達機器等の全部又は一部に不合格品が発見された場合には、受注者は直ちに当該機器等を引き取り、その代替機器等を発注者の指定した日時までに納入すること。

(7) 機器等リスト

本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等については、令和7年4月25日までに福岡県警察に別記様式「機器等リスト」を提出し、福岡県警察がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合であっても、参考機種での調達は行うことができる。

本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアについて、不正な変更(機器等の製造工程、流通過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。)が疑われると福岡県警察が判断した場合は契約業者において調査及び必要な措置を講じること。

ハードウェア等仕様書

(注1) 納品は、ソフトウェアのインストール作業を含む

(注2) 「※」印は、保守対象物件

区分	内容	保守
ノートパソコン 4式	<ul style="list-style-type: none"> ○ A4サイズ・ノートブック型（マウス製かHP製のもの） ○ CPU～Intel Core i5-11世代以上 プロセッサ（4.10GHz以上） ○ メモリ～16GB以上 ○ SSD～512GB以上、内蔵タイプ ○ 光学ドライブ～DVDスーパーマルチドライブ ○ LANインターフェイス～1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠 ○ USB～USB3.1 4スロット ○ ディスプレイ～15.6型ワイド ○ スピーカー内蔵型でパソコン本体での音量調整が可能 ○ 電源供給～内蔵バッテリー及びACアダプターを装備 内蔵バッテリーはバック方式の交換可能なバッテリーを内蔵（駆動時間1時間以上のもの） ○ 外付けマウス（光学式、USB対応、スクロール機能付き） ○ セキュリティワイヤー～エレコム ESL-3M 同等品 	※
A3カラー 複合機 1台	<ul style="list-style-type: none"> ○ A3カラー複合機（レーザーもしくはLED式） ○ 最大用紙サイズ～A3まで対応できること ○ ネットワーク接続（1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T）準拠 ○ 印刷解像度～最大600×1200dpi以上 ○ メモリ容量～1,280MB以上であること ○ 印刷スピード～カラー 35枚/分（A4）以上 モノクロ 35枚/分（A4）以上 ○ トナーカートリッジ以外必要な消耗品一式を付属すること ○ スキャナー解像度～最大600×600dpi以上 ○ スキャナー原稿サイズ～最大A3まで対応 ○ 給紙装置4段以上を付属すること ○ その他、上記のパソコンと連携して稼働する機能を有すること 	※
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ○ OS～Windows 11 Pro（64bit版） ○ オフィスソフト～Microsoft Office Professionalの最新版 ○ 画像管理・編集ソフト～JUST Police（花子・JUST PDF入り）の最新版 ○ ウイルス対策ソフト～Trend Micro Apex Oneの最新版 （リース期間中はライセンスの有効期間が切れないようにすること） ○ SKYSEA Client Viewセキュリティ 	

- 1 当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置が執られており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。また、当該管理体制を証明する資料を提出すること。
- 3 機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適用されていること。また、それらを証明する資料を提出すること。
- 4 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
- 5 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。また、当該構成管理体制が書類等で確認できること。
- 6 受託者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受託者において確立していること。また、当該検査体制が書類等で確認できること。

ソフトウェア仕様書

基本条件

- 使用するオペレーティングシステムは、Microsoft Windows 11 Pro（日本語版）とし、安定して動作している最新版を使用すること。
- GISエンジンはWindows11正式対応版のSIS ActiveX Modellerバージョン9.1以降を利用すること。
- 投影法の違う複数の地図データを混在させて表示・取扱ができること。

システム全般

登録機能

- 作成した図面データ及び集計表等をパソコン本体又はCD、DVD、USBメモリ、外付けHDD等の外部記憶媒体に記録することができる。

検索機能

- 登録項目により、データを検索し、その結果を表示できること。

地図表示・検索機能

- メインメニュー
プルダウン形式で、データを検索し、その結果を表示できること。
- ツールバー
アイコンをクリックしてコマンドを実行できること。
- スクロールバー
地図の表示領域をスクロールできること、また相対的なスクロールができること。
- ポジションバー
マウスポインタの地図上の位置（地図座標）を表示できること。
- ステータスバー
システム利用者に現在の状況を通知できること。
- 対象レイヤ選択
操作対象となるレイヤをコンボリストの中から選択できること。
- メインメニューのパンニング
メインメニューの中心となる位置をドラッグで自由に指定できること。
- 地図検索
表示されている地図を、住所検索して表示する機能。

選択機能

- キーボードでの選択
区間領域が複数重なっているなど、マウス操作によるクリック選択では、誤った領域を選択する恐れがある場合に使用できること。

印刷機能

- 印刷テンプレート
 - ・ 事前に打ち合わせをした印刷テンプレートに合わせて配置図面を印刷できること。
 - ・ スケールバーや方位マークの付加ができること。
 - ・ 方位マークについては常時、北方向を設定できること。
 - ・ 方位マークについては、北方向を任意な角度で設定できること。
- 印刷
 - ・ 日程行程情報（作成者、日程、行程、図面番号、行程名）を図面出力時の管理番号として自動挿入できること。
 - ・ 配置図の印刷、プレビューができること。
 - ・ 印刷縮尺、入力サイズ、地図傾き、カラー等の設定が可能なこと。
 - ・ コメント入力、PDFへの出力が可能なこと。
 - ・ 警衛警護図面作成システムから出力した画面と、エクセル、花子等の他システムから出力した図面を1個のPDFファイルに変換できること。
 - ・ 歓送迎線については、印刷テンプレートの下段に歓送迎者を自動計算し、印字できること。

データ読込機能

- 新規オーバーレイの作成
新規ベースデータセットから新規オーバーレイを作成できること。
- 既存のオーバーレイの追加
外部データセットから既存のオーバーレイを追加できること。

特殊機能

- ラインバッファの作成
バッファサイズをメートル単位で入力し、対象経路に対するラインバッファを作成できること。
- 半径を指定した円の作成
 - ・ 半径をメートル単位で設定し、円を作成でき、塗りつぶし及び周囲の線の太さを変更できること。
- 道路幅の拡張
 - ・ 道路幅を任意のサイズで拡張でき、また、複数の図形を選択することが可能なこと。
- 全テキスト上下回転
全テキスト文字を180度上下回転でき、家屋のポリゴン内に入るようにできること。
また、任意角度を指定したテキスト回転も行えること。
- 地点管理
「地点番号」と「累計距離」で地点管理を行うことができること。
- 文字フォントとサイズの変更
ジオテクノロジーズ地図の文字フォントの種類・サイズが様々であるため、範囲指定をして任意のサイズに変更できること。
- ジオテクノロジーズ地図の加工
ジオテクノロジーズ地図を加工する際、作業前に文字（家屋等）の変更か、道路データの変更かを指定できること。
- 道路データ等の線情報の自動引き継ぎ
道路データ等を加工する場合、加工したい線情報を指定して追加を行うと、指定した線情報と同じ太さ、線種等を引き継いで加工できること。
- 任意図形（円、多角形等）を利用したジオテクノロジーズ地図の切り出し
任意図形を作図し、その図形の形で地図の切り出しができ、出力できること。
- 建物の階数による色分け
ジオテクノロジーズが持っている階数情報により、色分けができること。

警衛員配置図作成

背景図の呼出、読込

- 背景図の自動表示
システム起動時、地図データが背景図として自動的に表示され、手動スクロールで場所を表示できること。
- ファイル挿入
地図画面上に必要なファイルを外部ファイルから挿入できること。
- 新規設計図の作成
新規に設計図環境を作成する機能。「JPEG」「BITMAP」「TIFF」のファイルが読込可能なこと。
- 拡大、縮小
ビューの中心を固定したまま、拡大、縮小できること。
- ボックス
マウスポインタをドラッグさせて指定した任意の四角形の範囲に、ビューを合わせることができること。
- スケール指定
スケールを指定して表示でき、中心となる位置を指定することができること。
- 進行ルートの設定だけで、任意の枠に背景図が自動作成されること。
縦と横を何百メートル単位で切り出せばいいのか、また切り出した時の重なり具合を何メートル単位で切り出せばいいのかを簡単に指定できること。
- 背景図の作成の際、前後ページに任意の重なり幅を設定できること。

背景図の編集、加工

- 再表示
図形を移動、削除した場合などに、最小範囲が自動的に瞬時再描画することができること。

- 図面の拡大縮小
背景図を任意に拡大縮小できること。
- 図面の回転
背景図全体を任意の角度に回転することができること、また、ドラッグの方向で天地が逆表示できること。
- 道路編集
背景図上の道路、歩道の幅員等を現状のイメージを崩すことなく任意の幅に拡張及び縮小できること。
- 文字入力
背景図上の文字の消去及び新たに入力する文字入力機能があること。
(縦書き横書きが可能である)
- 描画機能
背景図上の線(円や四角形等)、記号等の消去及び新たに書き加える等の描画機能があること。
- 部品の回転
ドラッグでアイテム(エリア・ライン・シンボル)が回転できること。
- 元に戻す
最後に保存された状態まで、戻すことができる。
- 繰り返し
「元に戻す」の操作で、取り消された操作をやり直すことができること。
- 切り取り
選択中のアイテムを削除し、クリップボードに保存できること。
- コピー
選択中のアイテムを、クリップボードに保存できること。
- 貼り付け
クリップボードに保存されているアイテムを、貼り付けることができること。
- 削除
選択中のアイテムを削除できること。
- 複数の行程を別々の担当者が作成し、最終的に1つの行程に合体させることができること。
- 背景図上の文字(ビル名、店舗名等の施設の名称や路線名等、図面上の全ての文字情報)のみを、一括又は、個別指定により任意の角度に回転することができること。

シンボルマークの配置・編集

- 車両、部隊員、資機材、その他指定するものについてそれぞれ図形化し、シンボルマークを設定すること。
- マークについては、警衛の際使用するものをシステム内に登録しておくこと。
※ マークの数は約100種類
- 登録されたマークの中から配置したいものを選び、背景図上に配置することができること。
- 配置したマークについては、移動、回転、削除が可能であること。
- リース期間中、新たにマークを設置する必要がある場合や既存のマークの形状を変更する必要がある場合、新規作成又は修正が可能であること。
※ 年平均5～10個程度を想定。
(1台のパソコン上で作成・修正したマークが他のパソコンでも使用できること。)
- シンボル
 - ・ 歓送迎線については、実寸サイズで作成できること。(場所を設定すれば、距離も判明する。)
 - ・ 歓送迎線については、縦のサイズは、50cm、1m、1m50cm、2mの4段階を設定できること。
 - ・ 歓送迎線については、縦、横のサイズに応じて歓送迎者数を計算できること。(作成した計画書図面(歓送迎場所)から、収容可能人員や使用資機材(セフティーコーン、コーンバー等の数が自動的に集計できること。)
 - ・ 歓送迎線については、縦50cmを設定しても、塗りつぶしのパターンを認識できるように表現すること。
 - ・ 資機材についても、長さ等の実寸サイズのシンボルを作成できるようにすること。
- シンボル配置
 - ・ シンボルマークをクリックして配置できること。
 - ・ 植込、横断歩道シンボルは、ラインで指定して、連続して配置できること。
 - ・ 配置したシンボルマークについては、拡大・縮小、移動、回転、削除が可能であること。
 - ・ 歓送迎線の塗りつぶしパターンは回転しても、常に同一パターンを保つことができること。
 - ・ 配置済みシンボルを地図形状(直線、曲線)に合わせて、整列できること。
- カウンタラベル
 - ・ 配置したシンボルにカウンタの設定、表示、移動することができること。
 - ・ 同一のシンボルに連番でカウンタラベルの備考入力を行った場合、ラベルの数字に関係なくシンボルを削除しても、ラベルの表示が自動的に切り替わること。
 - ・ 上記カウンタ機能とは別に、マークとカウンターが一体化したシンボルを用意すること。
 - ・ カウンタシンボル内の数字は、配置と同時にカウントアップできること。

- カウントアップの方法は以下から選択でき、図面作成後においても、変更可能なこと。
(シンボルごと若しくは複数シンボルをグループ化し、そのグループ内でカウントアップするなど)
- カウント順序は、自由に設定できること。
- 複合シンボル
 - 一般歓送迎者と資機材を組み合わせたシンボルが実測で作図できること。
 - シンボルは、例えばローブとコーンに分解して集計できること。
 - エリア作成を行う要領で作図でき、自動的に前面にローブ等が付与されること。
- 水平シンボル
 - 任意のシンボルに対して、水平設定が行えること。
 - 水平設定を行ったシンボルは、画面を回転しても常に水平を維持できること。
- 固定サイズシンボル
 - 任意のシンボルに対して、固定サイズの設定ができること。
 - 固定サイズ設定を行ったシンボルは、配置図面の横サイズによって自動的にサイズを調整し、異なるサイズの配置図面においても、常に同じ大きさで表示可能なこと。
- ダミーシンボル
 - 前方の配置図面(前ページ)と重なるシンボルはダミーシンボルとして扱えること。
 - ダミーシンボルは、シンボルマークの表現を変えることができること。
 - ただし、前ページでは通常のシンボルマークで表現すること。
 - ダミーシンボルの判定はシステムが自動で判定し、利用者に意識させないこと。
- 地点ポイント
 - 黒い楕円形の図面で地点ポイントを表示できること。
- 地点ラベル
 - 地点ポイント内に地点ラベルを表示できること。

シンボルマークの集計

- 自動集計
 - 配置したマークを集計し、印刷したテンプレートの集計欄に自動的に設定できること。
 - 配置したマークが変更されても印刷プレートの内容が自動的に設定できること。
- 配置図上に配置したマークのうち集計が必要なものについては、マークごとに配置番号をカウント及び配置数を集計し、警衛員配置図様式上に設定した集計欄に集計結果を反映することができること
- 複数の行程を合体させた際、マークを続き番号で再カウントし、自動的に集計し直すことができること。
- 作成後、マークを追加(削減)しても、続き番号のずれが3クリック以内でリカウントされること。
- 前後ページの重なり部分のマークは前後いずれかのページで集計するよう指定できること。
- シンボル属性の設定
 - 配置したシンボルに任意の属性を付与できること。
 - 属性の定義は、利用者が追加、削除等自由に行えること。
 - 設定した属性をエクセルに出力でき、また集計可能なこと。
- 複合シンボル集計
 - 複合シンボルにおいては、一般歓送迎線と資機材を分解して集計できること。
 - 集計は件数だけでなく、資機材の総長、歓送迎の総面積、それぞれ必要な資源数(人、物)まで積算できること。

行程管理

- 対象経路の作成
 - 行程ルートとなる対象経路をライン描画で自由に設定できること。
 - 設定後の行程ルートは追加、削除、移動が可能なこと。
- 対象経路の測定
 - メートル単位で対象経路の測定ができること。
- 区画領域エリアの自動配置
 - 対象経路に沿った区画領域を連続して自動配置できること。
 - 配置した区画領域はそのまま出力範囲領域として扱うことができ、縦横サイズも自由に設定可能なこと。
 - 変更後の区画領域、任意に個別指定で切り出せること。
 - 区画領域はサイズを指定して前後の領域と重ねることができること。
- 区画領域エリアの追加
 - 区画領域は自由な場所に追加・削除できること。
 - 追加・削除後、区画領域の順番はふり直しできること。
- 行程管理
 - 新規行程を作成する場合に、日程行程情報(作成者、日程、行程、図面番号、行程名)を属性情報として付加できること。
 - 自動配置した区画領域に対して行程管理を行う機能。

- 行程ルートが交差点で重なり合った場合や同じ道を折り返す場合、進行方向を考慮した配置図面を作成することが可能なこと。
- 行程の変更
 - 一度作成した行程に変更があった場合は、利用したい行程はマークを含めて保存でき、削除したい行程は削除し、新規部分の行程を追加することにより、新規行程を作成できること。
 - マーク件数を保持し、自動で再カウントできること。
- 行程の合体
 - 複数の行程（例えば、高速道路と一般道路、日程ごとの行程を別々に作成した場合）を複数合体して、新規行程を作成できること。
 - 合体後の行程は、マーク、区画領域とともに合体前の行程のものを引き継ぐとともに、以下の対応が行えること。
- ※ 区画領域の順番ふり直し、配置員に付与するカウンタの順番ふり直しを自動でできること。
- 区画領域の自動切り出し
 - 区画領域ごとに配置図面を自動作成する機能。
 - 配置図面は区画領域の形で切り取られているため、道路幅や拡張や地図の加工を自由に行うことができること。
 - 切り出し前に、配置図面内に始点と終点部に自由に文字（10文字以内）を設定できること。
 - 背景図加工後においては、シンボルのみ切り出しが可能なこと。
 - 配置図面には、要人の進行方向を示す矢印を自動表示し、印刷時に印刷しないようにできること。
- 配置図面の水平表示
 - 区画領域の自動切り出し時、対象経路に沿って配置図面を水平に表示できること。
- 復路行程の作成
 - 往路の行程を利用して、簡単に復路行程が作成できること。
 - 往路行程をコピーできること。
 - 往路行程の図面番号を、逆に振り直しできること。
 - 図面の天地を逆転できること。
 - 回転した建物表示が、建物図形の中に収まるように簡単に処理されること。
- コメント管理
 - 区画領域毎にコメントを自由に入力できること。
 - コメントは保存されるため、編集及び再出力が容易にできること。

集計表作成

- 警衛員配置図は表計算ソフト（Microsoft Excel）と連携させ、複数図面の配置人員及び資機材の数を、それぞれマークごとに集計した一覧表を表計算ソフトにより作成することができること。（部隊員集計表及び資機材集計表の様式については、本県警担当者と調整の上、作成すること。）

交通規制図面作成機能

取り込み機能

- 地図の読込
 - 交差点部分を切り出したイメージ図面を交通用テンプレートに流用することができること。
- 地図の編集・加工
 - 交差点部分の編集、加工（拡大、縮小、作図、削除）が施せること。
- シンボル拡張
 - 警衛警護図面作成ソフトに登録されているシンボルを設定できること。
- シンボル自動集計
 - テンプレートの集計欄に自動的に集計されること。
 - 集計欄にある集計項目名は、配置された警衛部隊シンボルに応じて自動表示されること。
 - 警衛部隊シンボルが変更・削除されてもテンプレートの集計欄に自動的に反映されること。

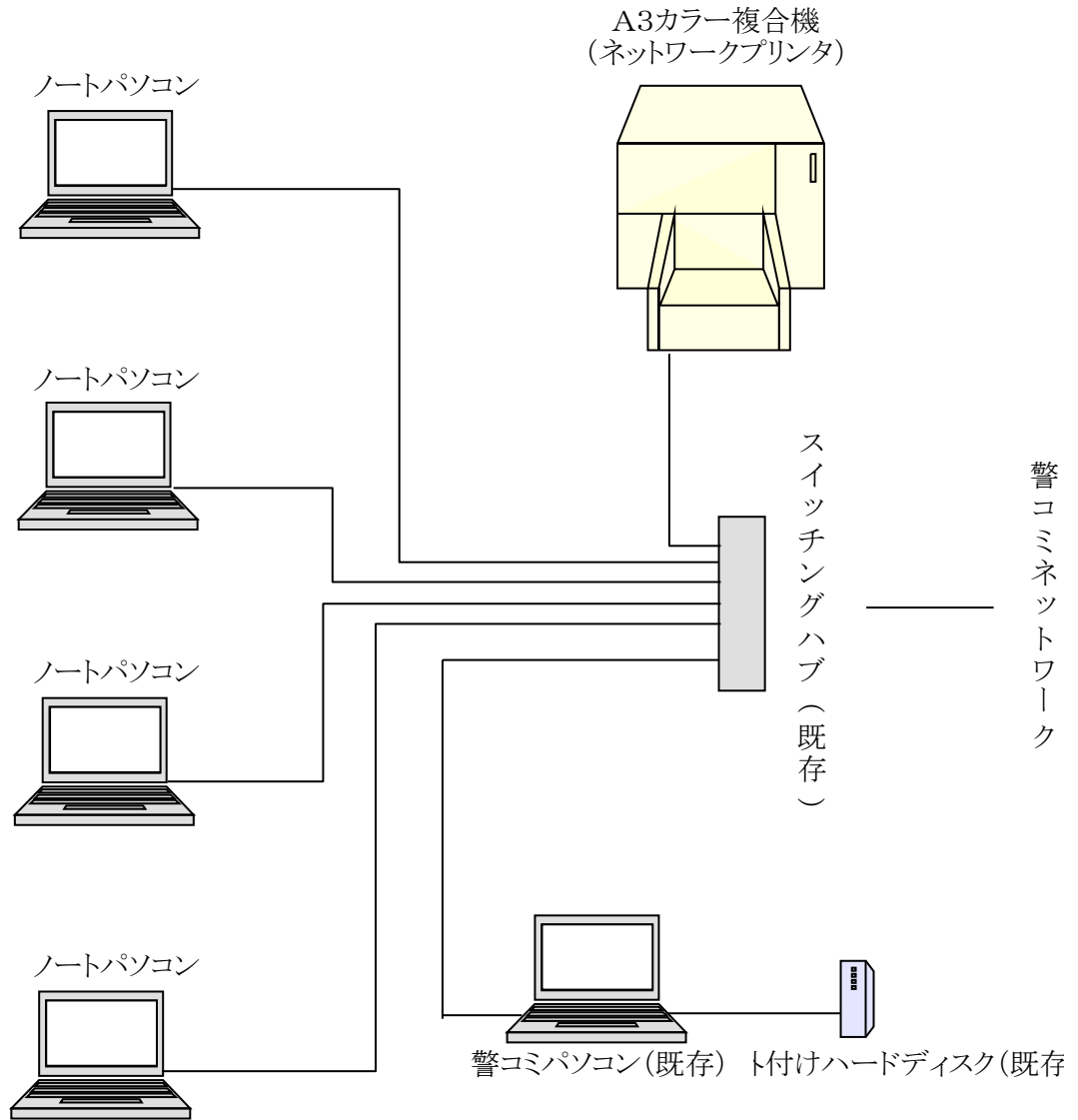
印刷機能

- 印刷テンプレート
 - 事前に打合せした印刷テンプレート（約20種類）に合わせて配置図面を印刷できること。
- 印刷
 - プリンタへ印刷ができること。
 - PDFへの出力ができること。

その他

- Excelで別に管理する図面ごとの配置員、指示欄等の情報が交通規制図面に連携できること。

警衛警備図面作成システム機器構成図



警衛員配置図作成手順

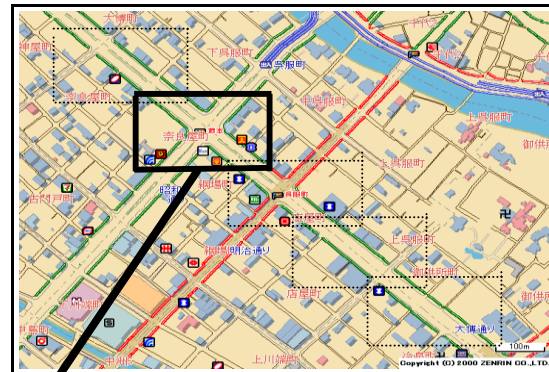
ジオテクノロジーズ電子地図データから



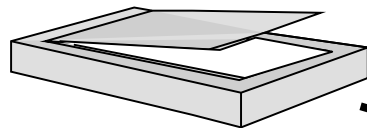
① 電子地図から目的の場所を検索



② 地図を拡大し、背景図とする場所を特定



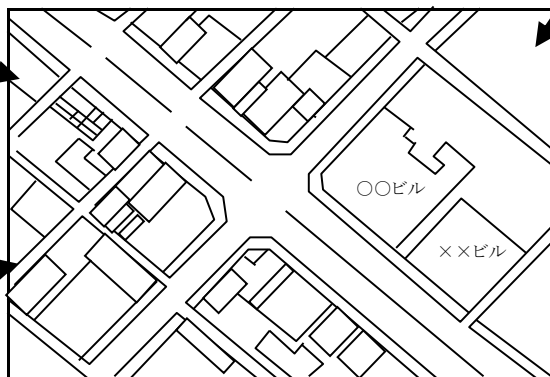
紙の図面をスキャナから



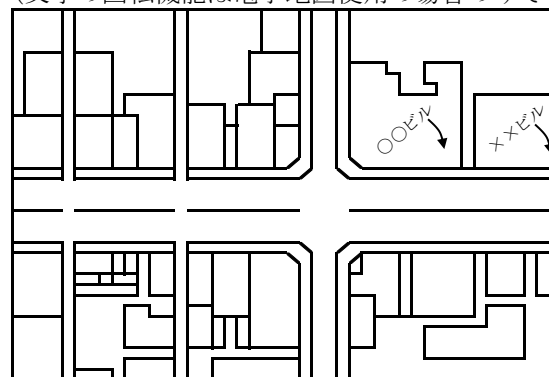
③ 電子地図から背景図を切り取り

又は

③ スキャナ又は花子データから背景図を呼出し



④ 背景図を回転し、道路を平行にする。
このとき、文字も背景図と共に動くため、文字の角度を個別に調整することができる。
(文字の回転機能は電子地図使用の場合のみで可)

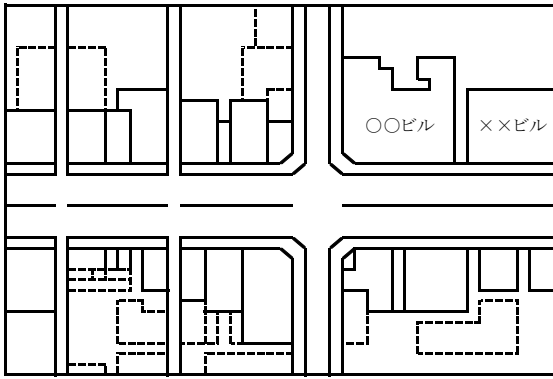


花子により作成済みのデータ
CD、USBメモリ等から呼出し

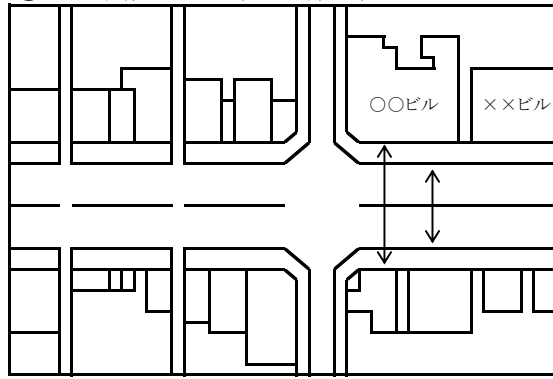


※ 原則として、背景図は無色とする

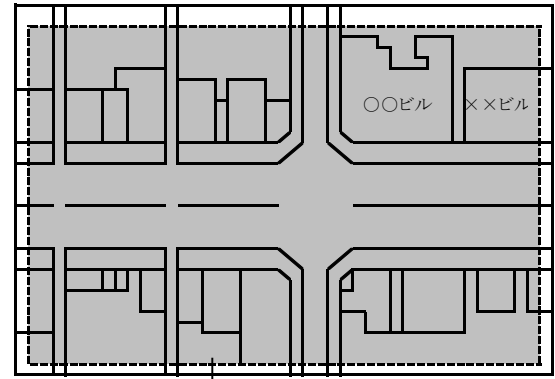
⑤ 作図上不要な線、文字を消去



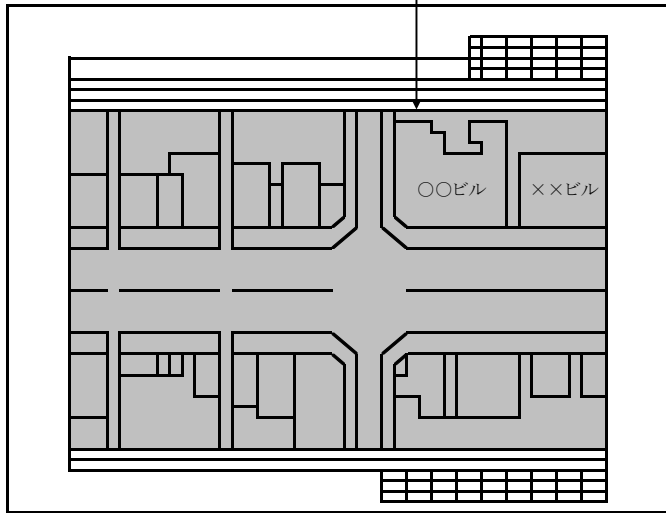
⑥ 道路幅を拡張(又は縮小)



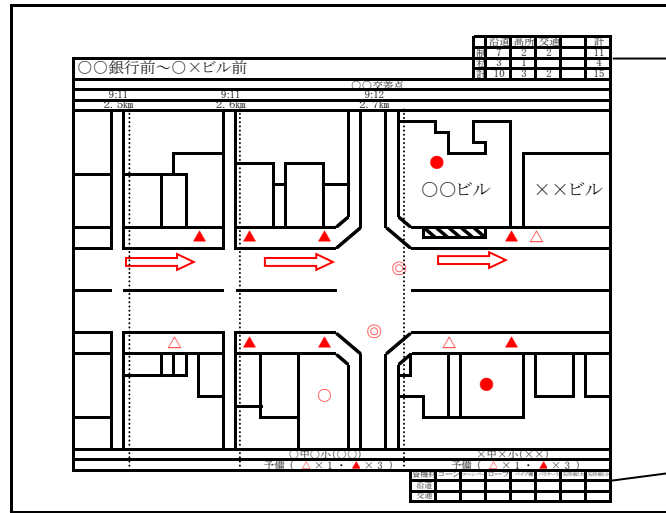
⑦ 背景図の設定完了



⑧ 警衛員配置図様式に貼付け



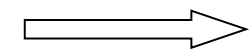
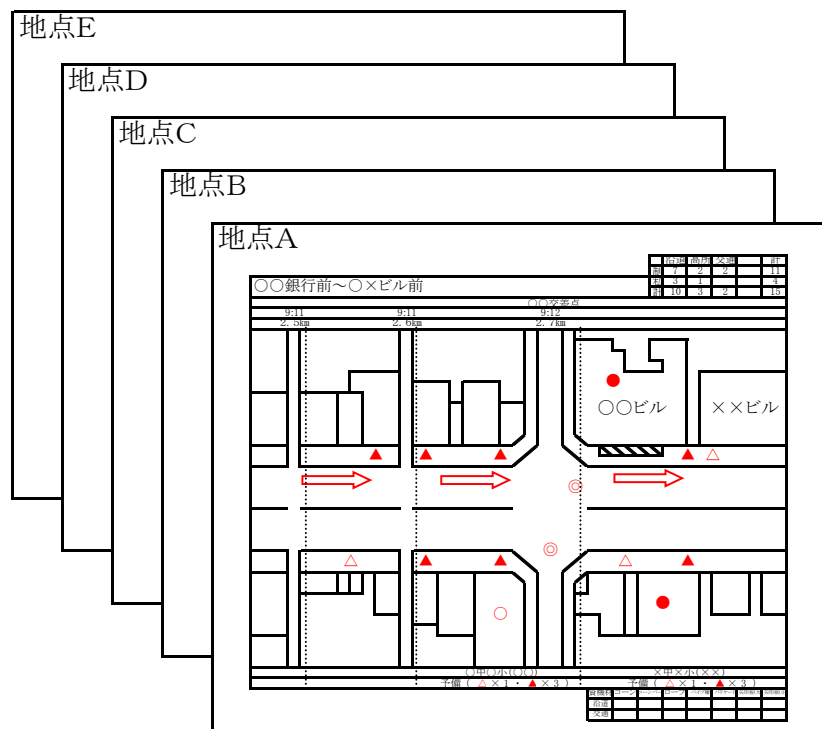
⑨ 各シンボルマークを貼付け～完成



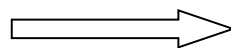
図面内に配置したシンボルマーク(部隊員)の数を集計

図面内に配置したシンボルマーク(資機材)の数を集計

㊦ 日勤計算により部隊員集計表を作成



各図面を集計



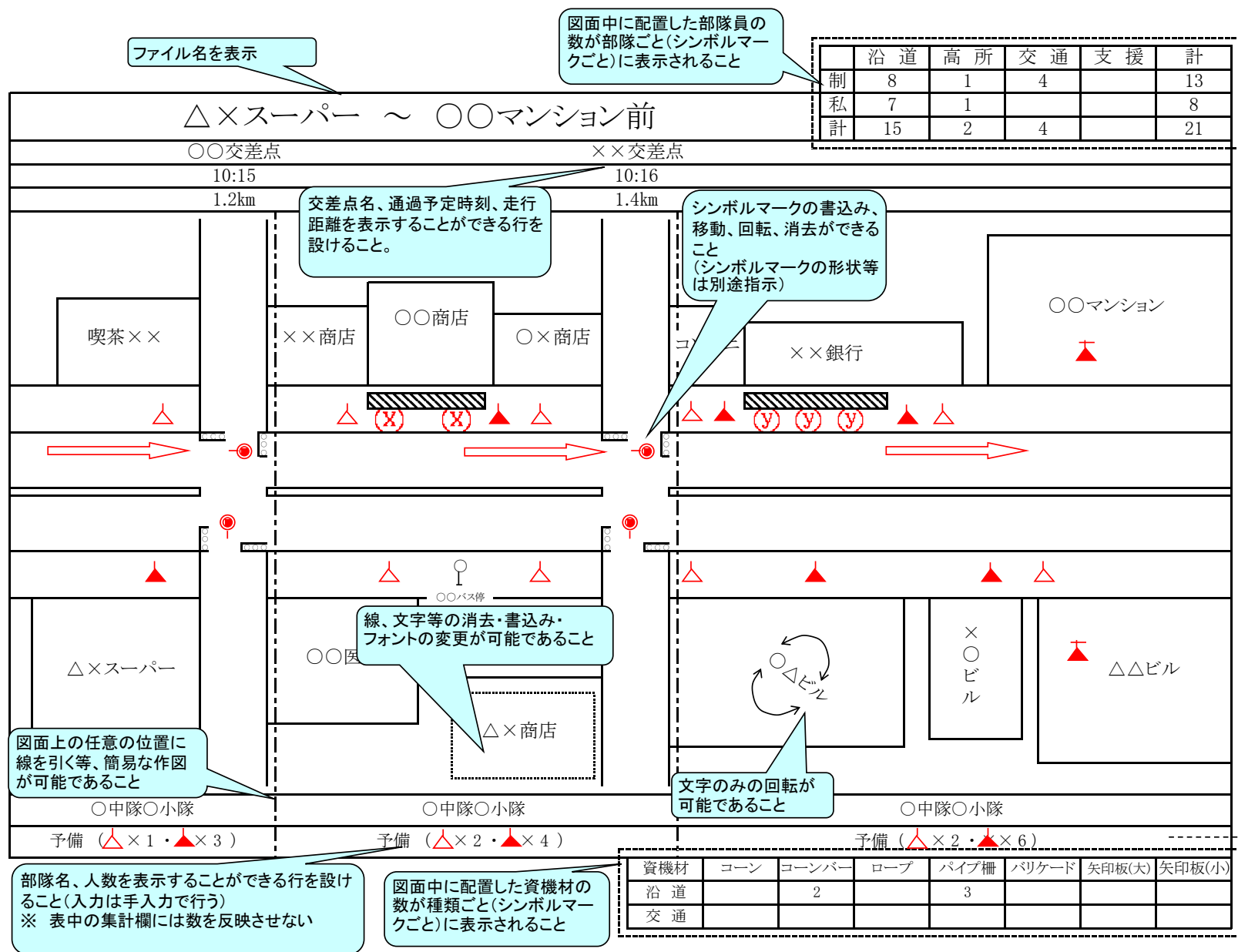
部隊員集計表

		地点A	地点B	地点C	地点D	地点E	計
〇〇隊	制服	2	1	2		2	5
	私服		3	4	2	2	7
〇〇隊	制服	3		2			5
	私服		2	2		2	4
〇〇隊	制服	4	3	4	3	1	11
	私服		1		2		1
〇〇隊	制服			2	2	3	2
	私服	2		1			3
計	制服	9	4	10	5	6	23
	私服	2	6	7	4	4	15

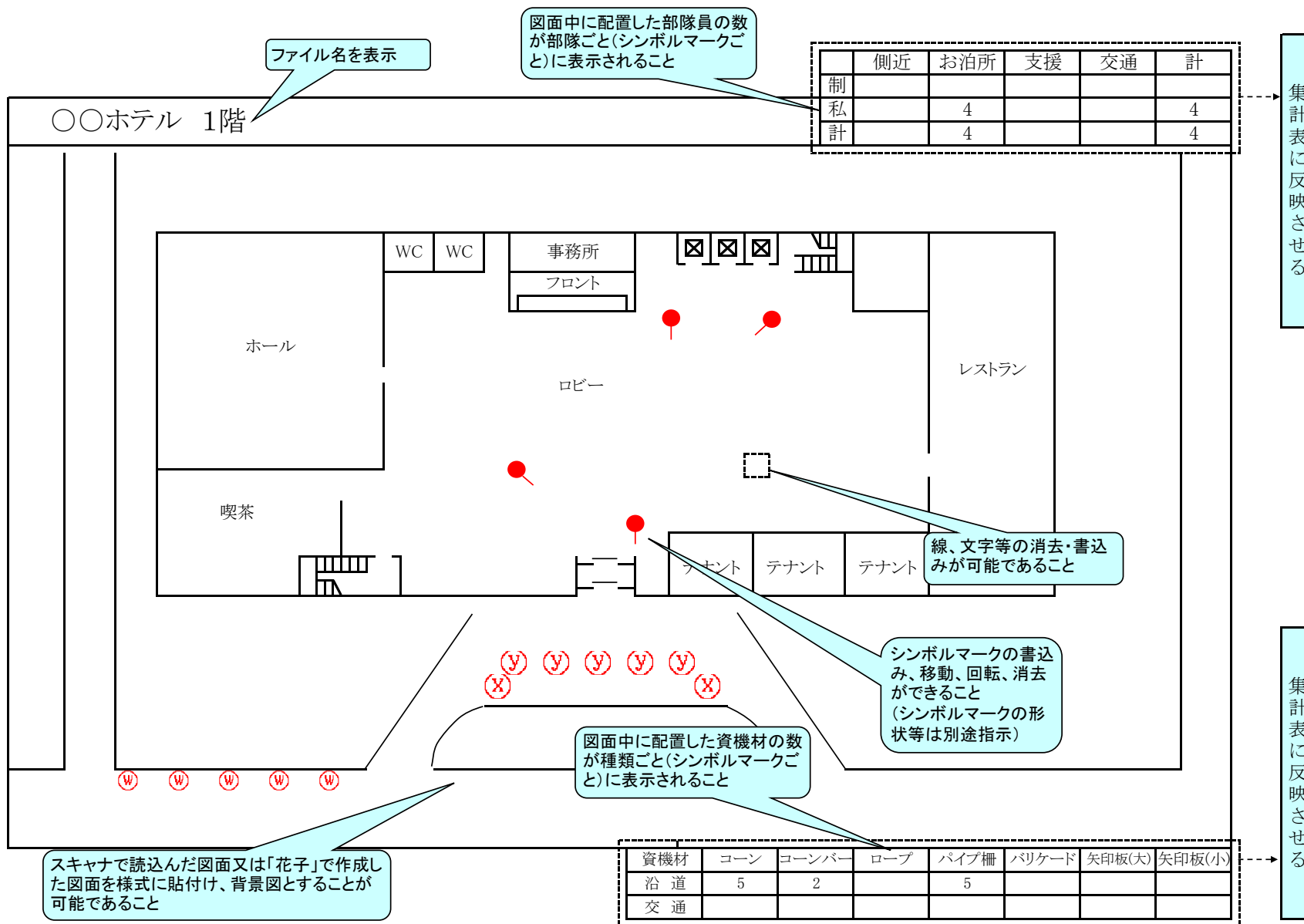
資機材集計表

		地点A	地点B	地点C	地点D	地点E	地点F	計
コーン	沿道	10	5	2		8	6	31
	交通							
コーンバー	沿道	6	3	2		2		13
	交通							
ロープ	沿道	5	2			2	3	12
	交通							
パイプ柵	沿道	2		10	10		5	27
	交通							
バリケード	沿道							
	交通	1			2			3
矢印板(大)	沿道							
	交通	2					3	5
矢印板(小)	沿道							
	交通	1						1

警衛員配置図作成例(電子地図使用の場合)



警衛員配置図作成例(スキャナ又は「花子」から画像取込の場合)



機器等リスト

機 器 名 称	メーカー名	型 式	数量	保守 対象	備 考

※ 行数は必要に応じて追加すること。

令和 年 月 日

会社名

担当者名

連絡先

質 問 受 付 実 施 要 領

1 入札説明書等に対する質問受付

質問は、次の方法で行うこと。

(1) 受付期間及び提出先

令和7年4月18日（金曜日）から令和7年4月25日（金曜日）まで

福岡県警察本部総務部会計課 F A X 0 9 2 - 6 2 2 - 6 2 0 5

メール kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp

(2) 提出方法

質問は、「質問書」（別添）に必要事項を記載して、F A X又はメールで提出すること。
提出する際は、上記1(1)の期間内の平日の午前9時00分から午後5時45分までの時間内に下記の電話番号、担当者あてに電話連絡した上で、送信すること。

電話番号：0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1（内線：2243）

担当：福島

2 質問に対する回答

質問に対する回答（質問内容を含む。）は、令和7年5月7日（水曜日）までに県警ホームページに掲載する。

3 留意事項

1に定める方法以外での質問は一切受け付けない。

令和 年 月 日

福岡県知事 殿
(警察本部会計課出納係)

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

質 問 書

(警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借)

番 号	質 問 事 項

担当者 担当部署
担当者名
連絡先 電 話 : () -
F A X : () -

- ※ 1 FAX送信先 福岡県警察本部総務部会計課 092-622-6205
メールアドレス kaikei-chodo@police.pref.fukuoka.jp
- 2 事前に出納係(福島) 092-641-4141(内線2243)に電話連絡の上FAXまたはメールをすること。
- 3 質問事項ごと番号を付すものとし、用紙に収まらない場合は、A4版の別紙を使用すること。

(表)

入 札 書 (見積書) (請書)

¥

履行期限	令和12年6月30日		納入場所	指定場所	
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
警衛警備図面作成システム 用端末等賃貸借	仕様書のとおり	60か月			
合 計					

上記のとおり入札（見積）いたします。

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所

氏 名

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥)
- 3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行を終わらなかったときは、遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.5パーセントの金額を納入します。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときには、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿



年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考
- 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
 - 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
 - 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
 - 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
 - 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

入札書(見積書) (請書)

¥ ○○○○○

履行期限	令和12年6月30日		納入場所	指定場所	
品名	規格	数量	単価	金額	摘要
警衛警備図面作成システム 用端末等賃貸借	仕様書のとおり	60か月	1か月の賃借料 (税抜金額)	60か月の賃借料 (税抜金額)	
合計	3か所同じ金額			○○○○○	

上記のとおり入札(見積)いたします。

福岡県知事 殿

実際に入札書を提出する日を記載してください。

令和 年 月 日

住所 福岡市博多区○○○丁目○-○
株式会社○○○○○

氏名 ○○○○

以下、網掛け部分には何も記載しないでください。

- 1 契約内容 上記のとおり
- 2 契約金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税)
- 3 私の責任において契約を解除されたとき、10の金額を納入します。
なお、この場合、別途損害賠償の請求をいたしません。
- 4 私の責任において履行期限までに履行して遅延日数に応じ1年につき、未納部分の延滞金を支払います。
- 5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めません。
 - (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とする事業団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができることにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

代表取締役 ○○ ○○

又は

代表取締役 ○○ ○○

代理人 ○○ ○○(※委任状が必要)

(裏)

- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県に対し通知があったときは、直ちにこの契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として福岡県に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

福岡県知事 殿

令和 年 月 日

契約者住所

氏 名

印

- 備考 1 入札（見積）金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは、「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。
- 5 遅滞損害金に係る「未納部分の代金のパーセント」には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を記入すること。

委任状

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名

(委任事項)

警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)

令和 年 月 日～令和 年 月 日

名簿登載者から入札担当者への委任状（記載例）

委 任 状

提出日を記載

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

(委任者)
住 所 福岡市博多区〇〇一丁目 1-1
会社名 株式会社□□□□
氏 名 代表取締役 △△ △△

下記の者を代理人(入札担当者)と定め、次の事項を委任します。

記

代理人(入札担当者)氏名 ●●●● 同じ

(委任事項)
警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借契約の見積及び入札に関する一切の件

(委任期間)
令和 年 月 日～令和 年 月 日

提出日～開札日を記載

- 1 資格者名簿に登録されている代表者（本社で登録されている場合は代表取締役、支店等で登録されている場合は支店長等）が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札書と一緒に提出してください。
- 2 委任者の欄には資格者名簿に登録されている代表者名を記名してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名を記名してください。

警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借契約書（案）

福岡県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 受注者は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、発注者から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 発注者が管理対象として指定した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 発注者が管理対象として指定した物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、発注者が指定したもの（賃貸借物件）

第2条 受注者は、発注者に対し、別表1「賃貸借物件一覧表」に掲げる物件（以下「装置」という。）を賃貸し、発注者は、これを賃借する。

（賃貸借期間）

第3条 この契約により賃貸借する期間は、令和7年7月1日から令和12年6月30日までとする。

（設置場所）

第4条 装置の設置場所は、警察本部公安第二課が指定する場所とする。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料（保守料を含む。）の額は、総額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（賃貸借料の支払）

第6条 賃貸借料の支払及び支払金額は、別表2のとおりとする。

2 賃貸借期間に1か月未満の端数を生じた場合、賃貸借料の支払は前項の定めにかかわらず日割計算とし、算出の基礎は次式に基づくものとする。

月額賃貸借料÷当月の暦日数×当月使用可能日数（土・日曜及び祝日を含む。）＝当月の賃貸借料
賃貸借料に円位未満の端数が生じた場合は、円位未満は切り捨てるものとする。

3 受注者は、第1項の対象期間経過後、賃貸料の支払を発注者に請求するものとし、発注者は適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に賃借料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第7条 この契約に伴う受注者の契約保証金は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）

第170条により減免できるほかこれを徴する。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 発注者は、受注者がこの契約に係る貸貸の履行に必要な資金が不足することを証明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の貸貸借料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、貸貸借料債権の譲渡により得た資金をこの契約に係る貸貸の履行以外に使用してはならず、またその用途を証明する書類を発注者に提出しなければならない。

4 受注者は第1項ただし書の承諾を受け、受注者が下請負をさせる場合、受注者と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

5 発注者は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の承諾を与えないことができる。

6 第1項ただし書の承諾を受け、受注者が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する受注者以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、受注者は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第9条 受注者は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 受注者は、受注者の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し発注者に通知するものとする。

3 受注者は、保護すべき情報に接する者（受注者及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、発注者の承認を得るものとする。

なお、受注者が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

5 発注者は受注者に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

(装置の設置場所の移転)

第10条 発注者は、装置を第4条の設置場所から移転する必要があるときは、文書によって受

注者に通知するものとする。

(装置の表示)

第11条 受注者は、装置に受注者の所有である旨の表示をする。

(装置の保守)

第12条 受注者は、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守を行わなければならない。

2 発注者は、装置に故障が生じたとき、又は装置の保守を必要と認めるときは、受注者にその旨を通知しなければならない。

3 問い合わせや障害発生時等に対応する窓口を一本化し対応しなければならない。

4 システム障害、機器の故障等により交換部品等の供給が必要になった場合は、発注者側の執務時間内に受付対応を行うこと。

なお、作業日程は発注者と協議の上、決定することとし、復旧作業を速やかに行うこと。

5 受注者は、発注者から前項の通知を受けたときは、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

6 記録媒体を交換した場合は、発注者立会の下、復元できないよう物理的に破壊を行い、完了報告を書面にて提出しなければならない。

7 契約期間内に警衛警備図面作成システムソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、随時最新版に更新すること。

8 本システムの運用上における改善要望については、反映に向けて発注者と受注者で協議すること。

(装置の損害保険)

第13条 受注者は、装置の賃貸借期間中、継続して動産総合保険（天災を除く。）を付保するものとし、装置の盗難等の事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知しなければならない。

(管理)

第14条 受注者は、本契約に基づき、発注者が受注者に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び発注者が受注者に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

2 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、発注者の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。

3 受注者は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、発注者の承認を得るものとする。

4 受注者は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他発注者の指定した目的以外に使用してはならない。

5 受注者は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は発注者から廃棄を求められたと

きは、これを直ちに発注者が認める方法により廃棄するものとする。

6 受注者は、業務情報及び業務資料を、発注者の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

7 受注者は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は発注者から返還を求められたときは、これを直ちに発注者に返還するものとする。

8 受注者が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、受注者から発注者に所有権が移転したものは全て発注者の認める方法により廃棄しなければならない。

（管理義務）

第15条 発注者は、善良な管理者の注意をもって装置を使用し管理しなければならない。

2 発注者は、自己の故意若しくは重大な過失によって装置に修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費又は調整費を負担する。

（作業責任者の選出）

第16条 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業責任者を定め、書面をもって発注者に通知するものとする。

2 前項により選任された作業責任者は、作業場所における受注者の個別業務の実施を統括し、受注者の定める規則に基づき就業管理を行い、個別業務の遂行に関する一切の事項を処理し、個別業務の遂行につき受注者を代理する権限を有するものとする。

3 受注者が作業責任者の権限に関し制限を設けた場合若しくは作業責任者を変更する場合は、受注者は当該内容を書面により事前に発注者に通知するものとする。

4 発注者は、個別業務の遂行について作業責任者又は作業員が著しく不相当であると認めた場合は、受注者に対して当該理由を通知し、必要な措置を執るべきことを求めることができるものとする。

（作業員名簿の提出）

第17条 受注者が発注者の指定する場所において個別業務を行う場合、受注者は業務実施に関する受注者の作業員名簿を作成し、書面をもって発注者に通知するものとする。

（脆弱性対策等の実施）

第18条 受注者は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

2 前項の場合に、受注者は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

（情報セキュリティ侵害事案等事故）

第19条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピュータ・ウイルスの感染が認められた場合
- 四 一号から三号までに掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する受注者の責任)

第20条 受注者は、受注者の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第21条 受注者は、本契約の履行に際し、第19条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、第19条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ受注者に対し調査を実施することとし、受注者は発注者が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第19条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、受注者は発注者が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は、第19条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、発注者の求めに応じて発注者に提出するものとする。
- 5 第19条に規定する事故が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については受注者の負担とする。
- 6 前項の規定は、発注者の損害賠償請求権を制限するものではない。

(意図しない変更が加えられないための体制の整備)

第22条 受注者は、発注者より委託された業務の実施において、情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられないことを保証する管理を行うこと。また、発注者の求めに応じて具体的な品質保証体制を証明する書類を提出することとする。

- 2 情報システムに対し発注者の意図しない変更が加えられる不正が判明した際には、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査し、排除するための体制を構築するものとする。

(契約の解除)

第23条 発注者は、第19条に規定する事故が、受注者の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第24条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 正当な理由なく、賃貸すべき期日を過ぎても賃貸しないとき。

二 履行期限までに賃貸が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に賃貸が完了する見込みがないと認められるとき。

三 正当な理由なく、第12条第5項の回復がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。

二 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。

三 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払を停止したとき。

四 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

五 監督官庁から営業の停止又は取消等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 前項各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰すべき理由により、賃貸を継続する見込みが明らかでないとき。

二 受注者の賃貸が甚だしく不誠実と認められるとき。

三 受注者がこの契約の賃貸の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 貸貸の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 第31条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 第8条第1項の規定に違反して貸貸借料債権を譲渡したとき。

九 第8条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該貸貸の履行以外に使用したとき。

十 受注者が発注者との信頼関係を破壊する行為を行ったと認められるとき。

3 発注者は、この契約に関して受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わない。

一 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が確定したとき。

三 受注者又は受注者の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（違約金）

第27条 前二条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者は違約金として、貸貸借料の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。この場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

2 前項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、第1項に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（賠償の予定）

第28条の2 受注者は、第26条第3項の規定により発注者が契約を解除することができるときに
おいては、契約を解除するか否かを問わず、賃貸借料の100分の20に相当する金額を賠償金と
して発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。契約の履行が完了した後も
同様とする。ただし、発注者が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発
注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(暴力団排除)

第29条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、
その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると
きは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害
があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的
組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当
該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の
構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及
び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ
て、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る
目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した
とき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難さ
れる関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10
に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が
行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することがで
き、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。

4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第25条、第26条及び前条各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるも

のであるときは、発注者は、第 25 条、第 26 条及び前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 31 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合であって、受注者に損害があるときは、発注者に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 32 条 前条第 1 項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第 33 条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘密の保持)

第 34 条 発注者及び受注者は、この契約の締結並びに履行に際し知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

3 受注者又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、受注者はあらかじめ、書面により発注者に申請し許可を得なければならない。

(賃貸借物件の回収)

第 35 条 この契約が終了し、又は解除された場合、受注者は装置を速やかに回収しなければならない。この場合において、回収に係る費用は受注者が負担するものとする。

(遅滞損害金)

第 36 条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは、受注者は遅延日数に応じ、賃貸借料に契約締結時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率に準じた率を乗じた額を遅滞損害金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

なお、年の日数は閏年の日を含む期間については、365 日で換算する。

2 前項の規定により計算した遅滞損害金の額が 100 円未満であるときは、遅滞損害金を支払うことを要しないものとする。

(紛争の解決)

第37条 この契約において紛争が生じたときは、福岡県庁舎所在地を管轄する簡易裁判所の調停に付するものとし、相手方はその調停に出頭するものとする。

(補則)

第38条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、民法（明治29年法律第89号）、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）その他日本国の法律及び福岡県財務規則の定めるところによる。

(協議)

第39条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議をして定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

受注者 住所（事務所の所在地）

氏名（会社名及び代表）

賃 貸 借 物 件 一 覧 表

自 令和7年7月1日～令和12年6月30日

番号	品 名	規 格	数量
1	※ ノートパソコン		4
2	※ A3カラー複合機		1
3	※ 警衛警備図面作成システム		4
4	※ 地図情報管理ソフト	インフォマティクス製 SIS ActiveX Modeller	4
5	※ 図面作成システム稼働用地図データ等	ジオテクノロジーズ製	4
6	ジオテクノロジーズ住宅地図（福岡県全域）	ジオテクノロジーズ製	4
7	Microsoft Office Professional	Microsoft製	4
8	JUST Police（花子、JUST PDF入り）	JUST Police製	4
9	Trend Micro Apex One	Trend Micro製	4
10	SKYSEA Client View	Sky製	4

※印は、保守対象物件を示す。

(1) 令和7年度における支払金額

月分	支払金額	備 考
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～3月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(2) 令和8年度における支払金額

月分	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～3月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(3) 令和9年度における支払金額

月分	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～3月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(4) 令和10年度における支払金額

月分	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～3月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(5) 令和11年度における支払金額

月分	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
7月～9月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
10月～12月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
1月～3月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

(6) 令和12年度における支払金額

月分	支払金額	備 考
4月～6月	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円
合計	円	うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

月額賃貸借料

円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額

円)

誓 約 書 (案)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

(記名押印又は署名)

私は、福岡県が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借契約書第29条(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項第1項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である等の事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

＜警衛警備図面作成システム用端末等賃貸借契約書抜粋（暴力団排除条項）＞

第29条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、賃貸借料の100分の10に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができ、また、発注者は受注者に対する契約金その他の債務があるときは、相殺することができる。
- 4 第2項に規定する違約金の徴収は、受注者に対する発注者の損害賠償の請求を妨げない。

【入札書作成時の注意事項】

1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2 入札金額

○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜き**の金額です。

※ 契約金額は、**消費税込み**の金額となります。

【入札書作成時の注意事項】

1 入札書の日付について

入札書に記載する日付は、**入札書提出日**を記載してください。

開札日を記載された場合、無効となりますのでご注意ください。

2 入札金額

○ 入札金額

入札金額は、**消費税抜き**の金額です。

※ 契約金額は、**消費税込み**の金額となります。

入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び係員が説明する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点その他理解できない点があった場合は、入札書の提出前に係員に問い合わせること。
- 4 入札金額の記載
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、金額はアラビア数字にて記載すること。
- 5 入札者（代表者）以外の者（代理人）が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- 6 提出した入札書は、書換え、撤回は一切出来ないため、誤算や違算又は見込み違い等がないように十分注意すること。
- 7 入札書の記載要領については、「入札書作成時の注意事項」及び「入札書記載例」を参考とすること。
- 8 開札の立会い及び再度の入札について、入札者（代表者）以外の者（代理人）が行う場合は、必ず委任状を係員に提出し、その確認を受けること。（ただし、5の代理人と同一の場合は、再度の提出の必要はない。）
- 9 開札中は、静粛に立ち会うこと。
- 10 入札は、第1回目で予定価格を下回る入札がない場合は、直ちにその場で再度の入札を行う。
このとき第2回目の入札に参加する意志のないときは、入札書に「辞退」の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり、不正な行為が行われたと認められる事実が判明した場合は、直ちに退場を命ずることがあること。又は、入札を中止することがあること。
- 12 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。）が、契約の確定は契約書に双方が記名押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続を進めることについて協力すること。
- 14 入札書は、県の定める様式によるものとし、入札書は、あらかじめ用意しておくこと。
- 15 入札参加者は人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- 16 その他入札及び開札参加にあたっての心得については、入札説明書を遵守すること。

入札保証金等についての
お願い

- 入札における、入札保証金等の納付方法の選択については、
- 1 入札保証金(現金)又は銀行等が保証する小切手を納付する。
 - 2 入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する。
 - 3 過去2年以内に履行した同種の契約の2件以上の履行証明を提出する。
(福岡県警察本部発注の契約を履行証明とする場合は、契約書の写しを提出する。)
- 以上3通りのうちいずれかが必要になります。

入札に先立ちまして、貴社が上記3通りのうちいずれかの方法を選択されるのか
事前に確認をさせていただきたいと思っておりますので、**入札書提出の前日**までに、
必ずご連絡下さい。

注、入札保証金等の納付方法の選択にあつては、

別添「入札保証金及び契約保証金について」をよく確認して下さい。

連絡先 福岡県警察本部会計課
出納係 福島
TEL 092-641-4141(内線 2243)

入札保証金及び契約保証金について

1

入札保証金

見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「入札保証金」、「これに代わる担保」について

ア 「入札保証金」とは、現金である。

イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

※ 注意 入札保証金を「小切手」で納付した業者が、落札者となった場合、呈示期間の関係から取引店（福岡銀行県庁内支店）において現金化することとなる。この場合、小切手を振り出した金融機関が取引店以外の場合、現金化に手数料を要することがある。この場合の手数料は、納付業者の負担となる。

(2) 入札保証金の金額について

入札保証金の額、小切手の額面金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。
※

（例）入札金額が、12,345円（税抜き）の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、入札保証金の額、小切手の額面金額は、679円以上の額となる。
※

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (見積金額)} \times 5 / 100 = \underline{\underline{678.95 \text{円}}}$$

(3) 納付について

「入札保証金」又は「小切手」にあつては、入札書と共に持参し納付すること。

なお、納付の際は、必ず、保証金等納付書（様式1）及び保管証書（様式2）を提出すること。

(4) 「入札保証金」、「小切手」の返還について

ア 落札業者にあつては、契約締結後の返還になります。
ただし、落札業者にあつては、契約保証金に充当することができます。

イ 落札業者以外の業者にあつては、開札日以降の返還になります。

ウ 返還請求の際は、保証金等払戻請求書（様式3）及び保管証書を提出すること。

なお、保管証書裏面の領収書欄（様式4）には、住所、会社名、代表者氏名、代表者印及び収入印紙（200円）が必要となります。

落札者以外の業者にあつては、保管証書のみ提出。保管証書裏面の記載は上記のとおり。

2 入札保証金の納付が免除される場合

(1) 入札保証保険契約

県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込みの金額）の100分の5以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。
※

ア 保証金額について

入札保証保険契約の保証金額は、見積金額（税込みの金額）の100分の5以上の額とする。

（例）入札金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、679円以上の額となる。
※

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (見積金額)} \times 5 / 100 = \underline{\underline{678.95 \text{円}}}$$

イ 入札保証保険契約における注意事項について

○ 被保険者

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎

○ 保険期間

入札の日（入札の日以前の日付でもよい。）から
契約締結の日（契約締結の日以降の日付でもよい。）まで

○ 契約名

○○○○貸貸借

○ 入札場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室

○ 履行又は納入場所

「福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所」とする。

エ 証書の提出について

入札保証保険証書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証書は、原本提出とし、証書の返還は致しません。

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・ 官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・ 民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・ 「同種」とは、賃貸借契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、契約金額が見積金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。
※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る見積金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、見積金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。
※

○計算式

$$12,345 \text{ 円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{ 円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{ 円 (見積金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,715.8 \text{ 円}}}$$

ウ 履行証明書の様式について

履行証明書の様式は、別紙1を参考とすること。

エ 履行証明書の記載要領について

履行証明書の記載要領は、別紙2を参考とすること。

オ 履行証明書の提出について

履行証明書にあつては、入札書と共に持参し提出すること。

なお、証明書は、原本提出とし、証明書の返還は致しません。

カ 警察本部発注の契約を履行証明とする場合

契約書の写しを、入札書と共に持参し提出すること。

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

落札業者について

3

契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

(1) 「契約保証金」、「これに代わる担保」について

- ア 「契約保証金」とは、現金である。
- イ 「これに代わる担保」とは、銀行その他確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手である。

(2) 金額について

契約保証金の額、小切手の額面金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

(例) 入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、契約保証金の額、小切手の額面金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{円}}}$$

(3) 「契約保証金」及び「小切手」の返還について

契約期間終了後となる。

4 契約保証金の納付が免除される場合

(1) 履行保証保険契約

県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保証金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。
※

ア 保証金額について

履行保証保険契約の保証金額は、契約金額（税込みの金額）の100分の10以上の額とする。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、保証金額は、1,358円以上の額となる。

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (契約金額)} \times 10 / 100 = \underline{\underline{1,357.9 \text{円}}}$$

(2) 履行証明書

過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合。

ア 「同種の契約」について

「同種の契約」の条件は次のとおりとする。

- ・官公庁（国（独立行政法人等を含む。）・都道府県・市町村）発注契約であれば可（都道府県及び市町村の公社等の発注契約は不可）
- ・民間及び第3セクター発注の契約は証明として使えません。
- ・「同種」とは、賃貸借契約とする。

イ 「同規模の契約」について

「同規模の契約」とは、金額が契約金額（税込みの金額）の100分の20より高い金額であるもの。
※

ただし、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約については、契約金額の1年分に相当する金額が当該入札に係る契約金額（税込みの金額）の1年分に相当する金額の100分の20より高い金額であるもの。

（例）入札書記載金額が、12,345円の場合、契約金額は、13,579円となる。

下記計算式により、同規模契約の契約金額は、2,716円より高い額となる。

○計算式

$$12,345 \text{円 (入札金額)} \times 1.1 = 13,579 \text{円 (見積金額)}$$

$$13,579 \text{円 (契約金額)} \times 20 / 100 = \underline{\underline{2,715.8 \text{円}}}$$

※ 履行証明書において証明される者は、入札書に記載する入札者の氏名又は名称若しくは商号と同一のものとします。例えば、入札者が〇〇株式会社A支店であれば、A支店以外のB支店等は認められません。

保証金等納付書										No.		
福岡県知事（財務担当所長） 殿												
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
ただし、..... 上記のとおり納付します。（有価証券は、下記内訳のとおり） <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 住所..... 氏名..... <div style="text-align: center;">（記名押印又は署名） 記</div>												
証 券 の 銘 柄	記 号 番 号			額 面			枚 数		附 属 利 札			
入 札 保 証 金	保管されたい			年 月 日			保管してよい			年 月 日		
	係 員					課長 財務担当所長	係 員				出納員	
入札保証金を 保管した		年 月 日			出納員		入札保証金を 払戻されたい		年 月 日			課長 財務担当所長
摘要												

ここの決裁欄は、入札保証金についてのみ使用すること。

備考 No. 欄は年間通し番号とすること。

(表)

	No.																																	
<h2 style="margin: 0;">保 管 証 書</h2> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額 (額 面)</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table> <p style="margin: 10px 0;">ただし.....</p> <p style="margin: 10px 0;">(有価証券は下記内訳のとおり)</p> <p style="margin: 10px 0;">住所.....</p> <p style="margin: 10px 0;">氏名.....殿</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">証 券 の 銘 柄</th> <th style="width: 20%;">記 号 番 号</th> <th style="width: 20%;">額 面</th> <th style="width: 20%;">枚 数</th> <th style="width: 20%;">附 属 利 札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin: 20px 0; text-align: center;">上記のとおり保管しました。</p> <p style="margin: 0 0 20px 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 20px 0; text-align: center;">福岡県</p> <p style="margin: 0 0 20px 0; text-align: center;">出納員.....</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p style="margin: 0;">職印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 60px; margin: 0;"></div> </div>		金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札															
金 額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
証 券 の 銘 柄	記 号 番 号	額 面	枚 数	附 属 利 札																														

- 1 この保管証書は大切に保管してください。
- 2 払戻しを受けようとするときは、保証金等払戻請求書に添付して提出してください。

様式4

(裏)

収 入 印 紙	<h1>領 収 書</h1> <p>保証金(担保金)として納付した表面保管証書の 金額(現金・有価証券)の払戻しを受けました。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所.....</p> <p>氏名 (記名押印又は署名)</p>
------------	--

支 払 方 法	支 払 年 月 日	番 号	摘 要
口 座 振 替 隔 地 払	年 月 日		

様式3

<h2 style="text-align: center;">保証金等払戻請求書</h2> <p style="text-align: center;">福岡県知事（財務担当所長）殿 課（財務担当所）名（ ）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金額 (額 面)</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> <tr style="height: 30px;"> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">ただし、</p> <p style="margin-top: 20px;">上記のとおり払い戻してください。（有価証券は下記内訳のとおり）</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">住所 氏名 (記名押印又は署名)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">証券の銘柄</th> <th style="width: 20%;">記号番号</th> <th style="width: 20%;">額</th> <th style="width: 20%;">面</th> <th style="width: 10%;">枚数</th> <th style="width: 10%;">附属利札</th> </tr> </thead> <tbody> <tr style="height: 25px;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr style="height: 25px;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr style="height: 25px;"><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	金額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円														証券の銘柄	記号番号	額	面	枚数	附属利札																			<p style="text-align: center;">保管証書 No.</p>
金額 (額 面)	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																							
証券の銘柄	記号番号	額	面	枚数	附属利札																																														

摘 要

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
			～		
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所

商号及び営業所

代表者名

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇賃貸借	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
			～		

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証明者名 AA市長 〇〇 〇〇

印

借受人又は借受人から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印

※契約金額(見積金額×110/100)
の20/100より高い金額

※過去2年間は、履行年月日で判断します。

契約履行証明書

契約 年月日	契約金額	契約品目	契約期間	契約 履行(完了) 年月日	その他 必要事項
H27.4.1	1,234,567	〇〇〇賃貸借	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.3.31	
H28.4.1	2,345,678	〇〇〇賃貸借	H28.4.1 ～ H28.10.31	H28.10.31	

注) 過去2年以内に履行したほぼ規模を同じくする契約を記入すること。

契約者住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号

商号及び営業所 〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

上記契約について誠実に履行されたことを証明します。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 △丁目△番△号
証明者名 BB市長 〇〇 〇〇

印

借受人又は借受人から証明の権限を
委任された者の氏名及び押印